

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月28日

【会社名】 住友信託銀行株式会社

【英訳名】 The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 常 陰 均

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号

【電話番号】 06 (6220) 2121 (大代表)

【事務連絡者氏名】 本店総括部主任調査役 渡 辺 義 之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号

【電話番号】 03 (3286) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部主任調査役 藤 田 耕 司

【縦覧に供する場所】 当社東京営業部
(東京都中央区八重洲二丁目 3 番 1 号)
当社神戸支店
(神戸市中央区御幸通八丁目 1 番 6 号)
当社横浜支店
(横浜市西区南幸一丁目14番10号)
当社名古屋支店
(名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号)
当社千葉支店
(千葉市中央区富士見一丁目 1 番15号)
当社大宮支店
(さいたま市大宮区大門町一丁目 6 番地の 1)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成21年11月6日開催の当社取締役会において、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提として、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。）との間で、平成23年4月1日を目途に、中央三井トラスト・ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により経営統合を行うことを目指して協議を進めることとし、基本合意書を締結することを決議いたしました。また、これに伴い、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

また、平成22年8月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、同日、中央三井トラスト・ホールディングスとの間で「株式交換契約書」を締結いたしましたので、同日付で金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今般、平成22年10月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、同日、中央三井トラスト・ホールディングスとの間で「株式交換契約に関する覚書」を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（臨時報告書本文）

- （3）当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
（iii）その他の株式交換契約の内容

（臨時報告書本文）

別添1 株式交換契約書

3【訂正箇所】

訂正箇所は、（下線）を付して表示しております。

（臨時報告書本文）

- （3）当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
（iii）その他の株式交換契約の内容

（訂正前）

中央三井トラスト・ホールディングスと当社が締結した株式交換契約の内容は、別添1のとおりであります。

（訂正後）

中央三井トラスト・ホールディングスと当社が締結した株式交換契約の内容は、別添1-1「株式交換契約書」及び別添1-2「株式交換契約に関する覚書」のとおりであります。

（臨時報告書別添）

（訂正前）

別添1

株式交換契約書

(後略)

(訂正後)

別添 1 - 1

株式交換契約書

(中略)

別添 1 - 2

株式交換契約に関する覚書

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び住友信託銀行株式会社(以下「乙」という。)は、甲及び乙の間で締結された平成22年8月24日付株式交換契約(以下「本株式交換契約」という。)に関して、平成22年10月28日付で、以下のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。なお、本覚書において別段の定めのない限り、本覚書における用語の意味は本株式交換契約に定めるところによる。

第1条(効力発生日における甲の役員構成)

甲及び乙は、本株式交換契約第9条第2項に基づき、効力発生日における甲の役員構成を次の各号に定めるとおりとすることに合意する。

(1) 取締役

取締役会長 常陰 均
取締役社長 田辺 和夫
取締役 奥野 順
取締役 向原 潔
取締役 北村 邦太郎
取締役 大塚 明生
取締役 岩崎 信夫
取締役 佐谷戸 淳一
取締役 落合 伸二
取締役 大久保 哲夫

(2) 監査役

監査役 杉田 光彦
監査役 天野 哲夫
社外監査役 前田 庸
社外監査役 中西 宏幸
社外監査役 星野 敏雄
社外監査役 高野 康彦

第2条(役員構成の継続)

甲及び乙は、特段の事情がない限り、平成23年6月開催予定の甲の定時株主総会で選任される取締役についても前条に定めるとおりとし、甲においてそのための選任議案の上程を行うことに合意する。

第3条（本株式交換契約との関係）

本覚書は、本株式交換契約第9条第2項に定める合意として、本株式交換契約の一部を構成するものであり、本株式交換契約と不可分一体のものとする。

（以下余白）

本覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年10月28日

甲 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役社長 田辺 和夫

乙 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

取締役社長 常陰 均

（後略）

(注) 当社の米国株主のための米国証券規制上の注意文言

中央三井トラスト・ホールディングスは、当社との経営統合計画に関連して、フォームF - 4 による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）にファイルする可能性があります。フォームF - 4 をファイルすることとなった場合、フォームF - 4 には目論見書及びその他の文書が含まれることになります。フォームF - 4 が提出され、その効力が発生した場合、当該経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である当社の株主総会の開催日前に、フォームF - 4 の一部として提出された目論見書が、当社の米国株主に対し発送される予定です。フォームF - 4 がファイルされることとなった場合、ファイルされるフォームF - 4 及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、中央三井トラスト・ホールディングス及び当社に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれることになります。当社の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、当該経営統合計画に関連してSEC にファイルされた又はファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願いいたします。フォームF - 4 がファイルされた場合、当該経営統合計画に関連してSEC へファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の全ての文書は、ファイル後にSEC のウェブサイト（www.sec.gov）から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSEC へファイルされる目論見書及びその他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホールディングス（Fax 番号 +81-3-5232-8716）または当社（Fax 番号 +81-3-3286-4654）に対してファックスで請求することにより無料で当社の米国株主に提供されます。なお、当該経営統合計画に関連してSEC へファイルされた又はファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の全ての文書（その後の修正を含みます。）は、本臨時報告書の訂正報告書の一部を構成するものではありません。

以上